

◇ 令和5年度 指定管理者事業評価書

施設名	志津まちづくりセンター			指定管理料	利用料金	支出	経理の状況	施設運営の方針
施設所管課	まちづくり協働部	まちづくり協働課	初年度	17,940,000円	/	17,819,864円	当初の計画範囲内で予算執行を行うことができた。	草津市立地域まちづくりセンター条例第1条の目的を遂行するため草津市が指定管理者に示す管理運営の業務内容および水準の応じた施設運営に努める。
施設HPアドレス	http://www.machikyouto.jp/shizu/		2年目	18,291,000円		18,164,416円	2年連続してコロナ感染対策の中での事業運営であったが、当初の計画範囲内で予算執行を行うことができた。	草津市立地域まちづくりセンター条例第1条の目的を遂行するため草津市が指定管理者に示す管理運営の業務内容および水準の応じた施設運営に努める。
指定管理者名	志津まちづくり協議会		3年目	18,423,000円		18,768,707円	今年度は、通常稼動に戻り、センターの利用者が新センターになって最大人数となり、水道光熱費が予算を大幅に超えた。また、水道光熱費の高騰も影響している。	草津市立地域まちづくりセンター条例第1条の目的を遂行するため草津市が指定管理者に示す管理運営の業務内容および水準の応じた施設運営に努める。
指定期間	令和2年4月1日 ~ 令和7年3月31日		4年目	18,476,000円		18,493,425円	センター利用増から水道光熱費と消耗品費は予算超えとなったが、一時的な職員の欠員により人件費については余剰となった。	草津市立地域まちづくりセンター条例第1条の目的を遂行するため草津市が指定管理者に示す管理運営の業務内容および水準の応じた施設運営に努める。
評価対象期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日		5年目					

●総合評価の基準		
5	☆☆☆☆	評価基準のすべてが☆☆☆以上で、かつ、最も多い評価が☆☆☆☆である
4	☆☆☆	評価基準のすべてが☆☆☆以上で、かつ、最も多い評価が☆☆☆☆である
3	☆☆☆	評価基準の最も多い評価が☆☆☆である
2	☆☆	評価基準の最も多い評価が☆☆である
1	☆	評価基準に☆が1以上ある

○その他の項目	
公募・非公募の別	非公募
使用料・利用料金制の別	使用料
指定管理者による運営開始日	平成29年4月1日
施設の供用開始日	平成29年4月1日
指定管理導入前の運営形態	供用開始と同時に指定管理者制度を導入

◆総括評価を概括した総合評価の所見(成果・改善等)

●指定管理者の総合自己評価…	☆☆☆☆	●市(施設所管課)の総合評価…	☆☆☆☆
年度の管理・運営に係る事業目標(年度当初に記入)		事業目標および管理・運営に対する評価(事業年度終了後記入)	
草津市立地域まちづくりセンター条例第3条に掲げる業務について、各事業を計画および実施する際には、地域の特色に合わせた事業展開が行えるよう創意工夫を図る。 また、各地域まちづくりセンターにおいて、使用者が安全・安心して使用できるよう管理運営に努め、貸館件数や利用者数の増加を図る。		利用者のニーズを踏まえながら地域の特色を活かした取り組みを実施されたことにより更なる地域住民の交流を図られた。また、利用者の増加を図るため、自主教室などセンター利用団体と連携して活動紹介を行うなどを取組を実施された。今後、さらなる貸館件数や利用者の増加に期待したい。	
事業目標および管理・運営に対する自己評価(事業年度終了後記入)		公募・非公募、使用料・利用料金制の導入についての効果の検証	
新型コロナウイルス感染が第5類に移行したが感染拡大防止に留意して利用者の向上に努めてきました。新センター運営の4年目となり利用者も益々増えてきました。地域から着実に認知されていると感じています。今年度もセンター交流会を企画したり自主教室代表者会と共に自主教室の会員増加、センターで活動されている団体やサークルの紹介や展示を行いました。そうした結果、気軽に見学し体験してもらえたことから利用者が増えたと考えています。これからもセンターが学びの場になったり、気軽に立ち寄っていただける場となるよういろいろな企画を実施し、貸館件数や利用者の拡大を図れるように努めていきます。		(応募状況等(非公募の場合は、非公募理由等)) 地域の活動拠点である地域まちづくりセンターを中心として、地域における関係諸団体と連携し、地域住民とともに地域のまちづくりを包括しているまちづくり協議会が知見と経験を活かし、発展的に管理・運営ができるのは現指定管理者以外にはなく、非公募による選定とした。 (利用者数の状況等) 地域住民を対象とした公的な役割が大きく、市場原理に左右されることは望ましくないことから、使用料制としておりますが、利用者数の増加を目指し、地域の活動拠点等として利用していただけるよう努めていただいた。	

◇施設に係る主な指定管理業務	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域まちづくりセンターの運営および維持管理に関すること。 ・草津市立地域まちづくりセンター条例第1条の設置目的を達成するための事業の実施に関すること。 	

◆評価基準	
☆☆☆☆	仕様書・協定書等の基準を遵守し、その水準よりもはるかに優れた内容である
☆☆☆☆	仕様書・協定書等の基準を遵守し、その水準よりも優れた内容である
☆☆☆	仕様書・協定書等の基準を遵守し、概ねその水準に沿った内容である
☆☆	仕様書・協定書等の基準は遵守し、若干の改善が必要な内容である
☆	仕様書・協定書等の基準を遵守しておらず、改善が必要な内容である

貸館等に関する業務			
評価項目		指定管理者の自己評価	市(施設所管課)の評価
1	上半期評価	施設の管理運営に関する貸館等業務の基準に従い、適正に実施することができた。コロナ感染対策も緩和してきたが、一時地域で感染者が増えたことから引き続き感染対策を継続している。手指消毒、検温、使用後の各部屋の消毒は、継続実施している。センター利用者は増加している。	上半期評価
	☆☆☆☆		☆☆☆☆
	下半期評価	施設の管理運営に関する貸館等業務の基準に従い、適正に実施することができた。コロナ感染症も5類に移行したことから感染症対策も個人に任せるよう緩和して対応した。年々、センターの貸館利用は増加している。	下半期評価
	☆☆☆		☆☆☆

施設および備品の維持管理等			
評価項目		指定管理者の自己評価	市(施設所管課)の評価
2	上半期評価	施設および備品の維持管理基準により、効果的かつ効率的な施設管理を実施することができた。 また、コミュニティカフェや子ども食堂をセンター内で開催するなど、創意工夫した取組が実施できた。	上半期評価
	☆☆☆☆		☆☆☆☆
	下半期評価	施設および備品の維持管理基準により、効果的かつ効率的な施設管理を実施することができた。 また、昨年度に引き続きコミュニティカフェや子ども食堂をセンター内で開催するなど、創意工夫した取組が実施できた。	下半期評価
	☆☆☆☆		☆☆☆☆

センター条例第3条に掲げる事業の実施に関する業務の基準			
評価項目		指定管理者の自己評価	市(施設所管課)の評価
3	上半期評価	各種講座を積極的に実施した。交流サロンを活用してぷらっとカフェ、コンサート、健康チェック、スマホ教室等地域のニーズに合わせて講座を実施。また、志津まち協公式LINEを活用して講座の周知、交流サロンを活用して戦時中の学区の様子、滋賀県人権センターの資料を借用して平和について考える写真展の開催等地域の団体と協力しながら実施できた。夏休みの子どもたちの居場所として学習教室の開放も実施した。	上半期評価
	☆☆☆☆		☆☆☆☆
	下半期評価	下半期も各種講座の実施をした。交流サロンを活用してぷらっとカフェ、健康チェック、スマホ教室等地域のニーズに合わせて講座を実施。また、志津まち協公式LINEを活用して講座の周知、交流サロンを活用して小学生の卒業作品や利用団体の作品などを展示することで作品展示者の活動を知って頂くことができた。	下半期評価
	☆☆☆☆		☆☆☆☆

経営管理に関する業務			
評価項目		指定管理者の自己評価	市(施設所管課)の評価
4	上半期評価	センター利用者の満足度向上およびサービスの均一化を図るため、毎月1回は職員会議を開催するとともに、連絡事項は供覧し職員間で常に情報共有を図った。また、講座終了時には受講生にアンケートを記入いただき、今後のセンター運営に活かし、住民のニーズに応えていきたい。	上半期評価
	☆☆☆☆		☆☆☆☆
	下半期評価	下半期もセンター利用者の満足度向上およびサービスの均一化を図るため、毎月1回は職員会議を開催するとともに、連絡や報告事項は職員間で常に情報共有を図った。また、講座終了時には受講生にアンケートを記入いただき、今後のセンター運営に活かし、住民のニーズに応えていきたい。	下半期評価
	☆☆☆☆		☆☆☆☆